

さいたま市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 31 日

さいたま市長

清水 人

さいたま市規則第64号

さいたま市医療法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市医療法施行細則（平成14年さいたま市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる申請等は、当該各号に定める様式により行うものとする。</p> <p>(1)～(24) [略]</p> <p>(25) 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の設置の届出 <u>診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置届</u>（様式第26号）</p> <p>(26) 診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用予定の届出 <u>診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用予定届</u>（様式第27号）</p> <p>(27) [略]</p> <p>(28) 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止後の措置の届出 <u>診療用放射性同位元素使用器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の措置届</u>（様式第29号）</p> <p>(29)～(43) [略]</p> <p>(44) <u>オンライン診療受診施設設置届</u>（様式第45号）</p> <p>(45) <u>オンライン診療受診施設休止又は再開の届出</u> <u>オンライン診療受診施設休止・再開届</u>（様式第46号）</p> <p>(46) <u>オンライン診療受診施設廃止届</u>（様式第47号）</p> <p>(47) <u>オンライン診療受診施設設置者の死亡又は失踪の届出</u> <u>オンライン診療受診施設設置者死</u></p>	<p>(申請書等の様式)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる申請等は、当該各号に定める様式により行うものとする。</p> <p>(1)～(24) [略]</p> <p>(25) 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の設置の届出 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置届（様式第26号）</p> <p>(26) 診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用予定の届出 診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用予定届（様式第27号）</p> <p>(27) [略]</p> <p>(28) 診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃止後の措置の届出 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の措置届（様式第29号）</p> <p>(29)～(43) [略]</p>

亡・失踪届（様式第48号）

(48) オンライン診療受診施設の設置届出事項の変更の届出 オンライン診療受診施設設置届出事項変更届（様式第49号）

様式第9号（第2条関係）

診療所・助産所開設届

[略]

[略]	
1 1 オンライン診療の有無 有 ・ 無	
1 2 歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要	
[略]	
1 3 エックス線装置の有無	有・無 台
1 4 病 室(患者入院定員 室 床)	
[略]	
1 5 開設の年月日	年 月 日

様式第13号（第2条関係）

病院・診療所・助産所開設届

[略]

(宛先) さいたま市保健所長

[略]

[略]		
4 管 理 者	住 所	
	氏 名	
5 オンライン診療の有無 有 ・ 無		
6 従事する医師等		
[略]		
7 分べんを取り扱う助産所にあつては、嘱託する医師及び病院又は診療所		
[略]		

様式第9号（第2条関係）

診療所・助産所開設届

[略]

[略]	
1 1 歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要	
[略]	
1 2 エックス線装置の有無	有・無 台
1 3 病 室(患者入院定員 室 床)	
[略]	
1 4 開設の年月日	年 月 日

様式第13号（第2条関係）

病院・診療所・助産所開設届

[略]

(あて先) さいたま市保健所長

[略]

[略]		
4 管 理 者	住 所	
	氏 名	
5 従事する医師等		
[略]		
6 分べんを取り扱う助産所にあつては、嘱託する医師及び病院又は診療所		
[略]		

様式第26号を次のように改める。

様式第26号（第2条関係）

診療用放射性同位元素使用器具・
診療用放射性同位元素・ 設置届
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

年 月 日

(宛先) さいたま市保健所長

管理者 住 所
氏 名
電話番号

病院又は診療所に診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えるので、医療法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

病 院 診療所	名 称					
	所 在 地	電話番号				
診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する こと	種 類					
	形 状					
	数 量(ベクレル)					
	最大貯蔵予定数量 (ベクレル)					
	1日最大使用予定数量 (ベクレル)					
	3月間の最大使用予定 数量 (ベクレル)					
	用 途					
	設 置 室 名					
診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴			
			免許登録番号	登録年月日		

用放射性同位元素を使用する医師等の氏名及び経歴								
予 定 使 用 開 始 時 期	年 月 日							
診療用放射性同位元素使用器具使用室、診療用放射性同位元素使用室又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所		使用室・放射線治療病室 その他（ ）					
	管理室		有 ・ 無					
	使用室等の区画	専用便所		有 ・ 無				
		処置室		有 ・ 無				
		準備室		有 ・ 無				
		測定室		有 ・ 無				
		患者休養室		有 ・ 無				
		放射線治療病室		有 ・ 無				
	建築物の構造		耐火構造・不燃材料・その他（ ）					
	措置事項	遮蔽物を設ける場所		天井	壁	床	出入口	開口部
		遮蔽物	構造					
			材料					
	厚さ							
	汚染のおそれのある場所の構造措置	突起物、くぼみ		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		目地、隙間		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		平滑施工をした表面仕上		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
		耐腐食性・耐浸透性		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	フード、グローブボックス等			有（ ） ・ 無				
	排気設備への連結			有 ・ 無				
	準備室に設ける洗浄設備			有 ・ 無				
	排水設備への連結			有 ・ 無				
汚染検査に必要な測定器			有 ・ 無					
汚染除去用機材			有 ・ 無					
汚染除去洗浄設備			有 ・ 無					
更衣設備			有 ・ 無					
出入口の数			通常出入口		箇所		箇所	
			非常口					
標 識			有 ・ 無					

		建築物の構造			耐火構造・不燃材料		
		遮蔽物を設ける場所	天井	壁	床	出入口	開口部
放射線治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	放射線治療病室の防護物の概要	措置事項					
		遮蔽物	構造				
			材料				
			厚さ				
	汚染のおそれのある場所の構造措置	突起物、くぼみ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		目地、隙間	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		平滑施工をした表面仕上	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		耐腐食性・耐浸透性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	出入口の数				通常出入口 非常口	箇所 箇所	
	排水設備への連結				有	・	無
汚染検査に必要な測定器				有	・	無	
汚染除去用器材				有	・	無	
汚染除去洗浄設備				有	・	無	
更衣設備				有	・	無	
放射線治療病室の標識				有	・	無	
貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵方法			貯蔵室	・	貯蔵箱	
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所			別添図面のとおり			
	貯蔵施設の構造			鉄筋コンクリート・金庫 その他()			
	貯蔵施設の遮蔽材料						
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数			通常出入口 非常口	箇所 箇所	
		特定防火設備に該当する防火戸			有	・	無
		閉鎖設備			かぎ・その他()		
	貯蔵箱の閉鎖設備			かぎ・その他()			
	貯蔵容器の構造等	遮蔽材料					
		空気汚染防止措置			有	・	無
液体のこぼれ防止措置			有	・	無		
浸透防止措置			有	・	無		
貯蔵物の種類及び数量の表示			有	・	無		
標 識			有	・	無		

		受皿・吸収材	有	・	無	
		貯蔵室の標識	有	・	無	
運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要		遮蔽材料	有	・	無	
		気体汚染発生防止措置	有	・	無	
		液体のこぼれ防止措置	有	・	無	
		浸透防止措置	有	・	無	
		運搬物の種類及び数量の表示	有	・	無	
		標 識	有	・	無	
	廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	排 水 設 備	構造、容量及び槽数	地上式・その他（ 貯留槽 ‰ × 槽 希釈槽 ‰ × 槽		
排水監視設備等			有	・	無	
漏水、浸透、腐食防止措置			有	・	無	
排液採取設備等			有	・	無	
蓋又は柵等の立入制限措置			有	・	無	
標 識			有	・	無	
排 気 設 備			排風機能力及び基数	‰/時 × 基		
		排気監視設備等	有	・	無	
		漏水、浸透、腐食防止措置	有	・	無	
		自動ダンパー装置等	有	・	無	
		標 識	有	・	無	
焼 却 設 備		焼 却 炉	気体漏れ防止等	有	・	無
			排気設備に連結	有	・	無
			廃棄作業室に連結	有	・	無
		廃 棄 作 業 室 の 措 置	突起物、くぼみ	有	・	無
			目地、隙間	有	・	無
			平滑施工をした表面仕上	有	・	無
			耐腐食性、耐浸透性	有	・	無
			フード、グローボックス等の排気設備に連結	有	・	無
			標 識	有	・	無
			汚 染	最も適した場所に設置	有	・
突起物、くぼみ	有	・		無		
目地、隙間	有	・		無		

検査室	平滑施工をした表面仕上		有	・	無	
	耐腐食性、耐浸透性		有	・	無	
	洗浄設備、更衣設備		有	・	無	
	汚染検査に必要な測定器		有	・	無	
	汚染除去用器材		有	・	無	
	排水設備への連結		有	・	無	
	標 識		有	・	無	
保管 廃棄 設備	外部と区画された構造		有	・	無	
	閉 鎖 設 備		有	・	無	
	保管廃棄容器	耐火構造の措置	有	・	無	
		空気汚染防止措置	有	・	無	
		漏水、浸透、腐食防止措置	有	・	無	
	標 識		有	・	無	
使用室、 貯蔵施設 及び廃棄 施設等の 放射線障 害の防止 に関する 予防措置 の概要	放射線障害に必要な注意事項の掲示		患者用 職員用	有 有	無 無	
	面壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/ 週以下となる措置		有	・	無	
	管 理 区 域	管理区域を設ける場所		別添図面のとおり		
		境界における実効線量が1.3ミリシーベル ト/3月以下となる措置		有	・	無
		空気中の放射性同位元素の濃度が別表に 定める濃度限度の1/10以下となる措置		有	・	無
		放射性同位元素によって汚染される物の 表面密度が別表に定める表面密度の 1/10以下となる措置		有	・	無
		立入制限措置		扉・他 ()		
		標 識		有	・	無
	敷地 の 境 界 等	敷地内居住区域及び境界における実効線 量が250マイクロシーベルト/3月以下 となる措置		有	・	無
		入院患者（診療により被ばくする放射線 を除く）の実効線量が1.3ミリシーベル ト/3月以下となる措置		有	・	無
そ の 他	取扱者被ばく防止用取扱器具		遮蔽用器具・ その他 ()			
	取扱者被ばく測定用器具					

備考

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射性同位元素使用器具使用施設又は診療用放射線同位元素使用施設（使用室、貯蔵施設、廃棄施設）、治療病室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 使用室、貯蔵施設、廃棄施設、治療病室図は各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲

の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料、厚さ及び表面の仕上材料を記入した50分の1の縮図とすること。

- 3 遮蔽計算書を添付すること。
- 4 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図を添付すること。
- 5 注意事項、管理区域の標識等の位置を記入すること。
- 6 使用室等画壁外側の放射線量測定報告書を添付すること。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p>様式第27号（第2条関係）</p> <p><u>診療用放射性同位元素使用器具</u>・ 診療用放射線照射器具・ 診療用放射性同位元素・ 使用予定届 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素</p> <p>[略]</p> <p>(宛先) さいたま市保健所長</p> <p>[略]</p> <p><u>診療用放射性同位元素使用器具</u>、<u>診療用放射線照射器具</u>、<u>診療用放射性同位元素</u>又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用予定について、医療法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">使用予定放射性物質</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		使用予定放射性物質	[略]	<p>様式第27号（第2条関係）</p> <p>診療用放射線照射器具・ 診療用放射性同位元素・ 使用予定届 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素</p> <p>[略]</p> <p>(<u>あて先</u>) さいたま市保健所長</p> <p>[略]</p> <p>診療用放射線照射器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用予定について、医療法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">使用予定放射性物質</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		使用予定放射性物質	[略]
[略]									
使用予定放射性物質	[略]								
[略]									
使用予定放射性物質	[略]								
<p>様式第29号（第2条関係）</p> <p><u>診療用放射性同位元素使用器具</u>・ 診療用放射性同位元素・ 廃止後の措置届 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素</p> <p>[略]</p>	<p>様式第29号（第2条関係）</p> <p>診療用放射性同位元素・ 廃止後の措置届 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素</p> <p>[略]</p>								

(宛先) さいたま市保健所長

[略]

病院又は診療所に診療用放射性同位元素使用器具、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなったので、医療法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]	
<u>診療用放射性同位元素使用器具</u> 、 <u>診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素による汚染除去の概要</u>	
<u>診療用放射性同位元素使用器具</u> 、 <u>診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要</u>	
<u>診療用放射性同位元素使用器具</u> 、 <u>診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止年月日</u>	[略]

(あて先) さいたま市保健所長

[略]

病院又は診療所に診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を備えなくなったので、医療法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]	
放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素による汚染除去の概要	
放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要	
放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止年月日	[略]

様式第44号の次に次の5様式を加える。

(宛先) さいたま市保健所長

設置者 住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届け出ます。

ふ り が な 1 施設の名称	
2 設置の場所	電話番号
3 敷地の面積及び平面図	(別紙の添付でも可)
4 建物の構造概要及び平面図	(別紙の添付でも可)
(法人の場合) 5 定款、寄付行為又は条例	
(法人の場合) 6 管理・運営責任者の氏名・連絡先	
7 設置年月日	

(備考)

車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。

- ・「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。
- ・「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載が不要であること。
- ・「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

様式第46号（第2条関係）

オンライン診療受診施設休止・再開届

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

設置者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおりオンライン診療受診施設を 休止 ・ 再開 したので、医療法第8条の2
第2項の規定により届け出ます。

ふ り が な	
1 施設の名称	
2 設置の場所	電話番号
3 休止・再開年月日	
休止の場合	4 再開予定年月日
	5 理由

様式第47号（第2条関係）

オンライン診療受診施設廃止届

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

設置者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

次のとおりオンライン診療受診施設を廃止したので、医療法第9条第1項の規定により届け出ます。

ふ り が な	
1 施設の名称	
2 設置の場所	電話番号
3 廃止年月日	
4 廃止の理由	

様式第48号（第2条関係）

オンライン診療受診施設設置者死亡・失踪届

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

届出義務者 住 所
氏 名
開設者との続柄
電話番号

次のとおりオンライン診療受診施設の設置者が死亡した・失踪の宣告を受けたので、医療法第9条第2項の規定により届け出ます。

1 設置者	住 所	
	氏 名	
2 オンライン診療受診施設の名称		
3 設置の場所		
4 死亡・失踪の宣告年月日		

様式第49号（第2条関係）

オンライン診療受診施設設置届出事項変更届

年 月 日

（宛先）さいたま市保健所長

設置者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

オンライン診療受診施設設置届出事項に変更が生じたので、医療法施行令第4条第4項の規定により届け出ます。

ふ り が な		
1 施設の名称		
2 設置の場所	電話番号	
3 設置年月日	年 月 日	
4 変更年月日	年 月 日	
5 変更理由		
6 変更事項	新	旧

（添付書類）

- 敷地の面積・建物の構造概要・平面図を変更した場合は、変更前及び変更後の平面図
- 定款、寄付行為又は条例を変更した場合は、変更前及び変更後の定款、寄付行為又は条例の写し

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市医療法施行細則様式第9号、様式第13号、様式第26号、様式第27号及び様式第29号の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。